

年度 富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金交付申請書

申請書を提出する日（システム上で提出する日。
郵送による場合は投函する日。）を入力。

申請日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 富山市長

申請区分が「事業所」の場合は、上乗せ補助申請の有無は
必ず「無」を選択。

申請者	申請区分	住宅	
	上乗せ補助申請の有無	有(住宅:個人所有)	
	住所	(〒000-0000) 富山市〇〇町〇〇番〇〇号	
	氏名	(フリガナ) トヤマ タロウ	
	(法人にあっては会社名・代表者の職名・氏名)	富山 太郎	
	連絡先	電話番号	000-000-0000
		E-mail	〇〇〇〇@〇〇〇

申請者情報を記入すること。住所については、申請日
時点の住所を記載してください。富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金の交付を受けたいので、同補助金
交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助対象設備と補助金交付申請額について

補助対象設備を設置する 建築物の所在地	富山市△△町△△番△△号		
補助対象設備を設置する建築物の区分（新築/既築）	新築		
設置する 補助対象設備	容量等	①太陽光発電設備 4.00 kW	②蓄電池 40.00 kWh
	補助対象経費	950,000 円	700,000 円
	補助金交付申請額	280,000 円	円
③上乗せ補助額		80,000 円	
補助金交付申請額 合計（①+②+③）		360,000 円	

水色のセルは自動入力となっています。別紙1、2の入力内容が反映されます。

2 予定している工事請負事業者（工事施工会社、販売会社等）

会社名・所属	〇〇〇〇株式会社	住所	
担当者職名	〇〇〇	担当者氏名	〇〇 〇〇
電話番号	000-000-0000	FAX番号	000-000-0000
E-mail	〇〇〇〇@〇〇〇		

本申請に関する連絡先
(✓をしてください。)☐申請者本人
☐上記、工事請負事業者工事請負予定事業者の情
報を記載してください。

3 (上乗せ補助対象者のみ) 住宅所有者の世帯構成員

氏名	生年月日	年齢 (申請年度4月1日時点)	申請者との続柄
〇〇 〇〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇歳	本人
〇〇 △△	△△△△年△△月△△日	△△歳	妻
〇〇 □□	□□□□年□□月□□日	□□歳	子
〇〇 ☆☆	☆☆☆☆年☆☆月☆☆日	☆☆歳	子

4 (PPA事業者のみ) 電力を供給する住宅所有者に関する確認

✓	電力を供給する住宅所有者について富山市の市税の滞納がないこと等を確認しました。(左欄に「✓」を入れてください)
---	---

誓約

私は、富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金の申請にあたって、下記の事項について誓約します。

1. 提出した書類の記載事項は、事実と相違ありません。
2. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT制度)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しません。
3. 同一の補助対象設備について、他の補助金の交付を受けません。
4. 市が実施する「チームとやまし」に登録します。
5. 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や、富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金交付要綱並びに補助金の手引き(以下「要綱等」という。)に反する不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。
6. 補助事業等により取得した財産は補助金の交付目的でのみ使用することとし、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行いません。目的に反した場合は、補助金を返還します。
7. 事業に係る取得財産や経理関係書類等については、要綱等に基づき適切に整備保管、管理します。
8. 富山市が行う申請内容に関する調査への回答や必要に応じて行う現地調査及び立入検査について協力します。
9. 富山市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有してません。
10. その他、要綱等を熟読し、適切に補助事業を実施します。

✓	上記の内容について確認し、誓約します。 (左欄に「✓」を入れてください)
---	---

以下、添付書類

①太陽光発電設備	(1) 太陽光発電設備 設置計画書 (別紙1) (2) 太陽光モジュールのメーカー、型式 (型番・品番)、容量等が確認できる書類 (3) パワーコンディショナーのメーカー、型式 (型番・品番)、容量等が確認できる書類 (4) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (5) 設置費用 (見積) の内訳書 (別紙3) (6) 設置場所及び付近の見取り図 (7) 市税を滞納していないことを証する書類 ※発行から3か月以内のもの。 (8) (上乗せ補助を受ける場合) 世帯員全員の住民票 ※発行から3か月以内で続柄、生年月日が分かるもの。 (9) (法人の場合) 登記事項証明書 ※個人事業主の場合は事業を営んでいることを証する書類 (10) (法人の場合) 役員等氏名一覧表 (別紙4) (11) その他、市が必要と認める書類
②蓄電池 (①の付帯設備として設置)	(1) 蓄電池 設置計画書 (別紙2) (2) 蓄電池のメーカー、型式、容量等が確認できる書類 (3) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (4) 設置費用 (見積) の内訳書 (別紙3) (5) 設置場所及び付近の見取り図 (6) その他、市が必要と認める書類
PPA	(1) 太陽光発電設備 設置計画書 (別紙1) (2) 太陽光モジュールのメーカー、型式 (型番・品番)、容量等が確認できる書類 (3) パワーコンディショナーのメーカー、型式 (型番・品番)、容量等が確認できる書類 (4) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (5) 設置費用 (見積) の内訳書 (別紙3) (6) 設置場所及び付近の見取り図 (7) PPA事業者が市税を滞納していないことを証する書類 ※発行から3か月以内のもの。 (8) PPA事業実施に係る承諾書 (別紙5) (9) 補助金相当額が通常のサービス料金から控除されることが分かる書類 (10) (上乗せ補助を受ける場合) 住宅所有者の世帯員全員の住民票 ※発行から3か月以内で続柄、生年月日が分かるもの。 (11) その他、市が必要と認める書類

導入する設備の種類に応じて、関係書類を提出してください。

・別紙〇…様式を使用してください。

・様式以外の資料についてはスキャナーなどで取り込み、PDF形式で提出してください。

・「その他市長が必要と認める書類」は、市から別に提出指示があった場合のみ提出してください。

・書類不備の場合、申請は受理できません。

不備のないよう、ご準備ください。

太陽光発電設備 設置計画書

1 申請者

水色のセルは自動入力のため、手入力は不要です。

申請者氏名	富山 太郎	申請区分	住宅
-------	-------	------	----

2 申請する補助事業

工事の着工予定/完了予定日を入力してください。
※令和8年2月13日までに、実績報告書の提出が必要となります。

補助対象設備を設置する建築物の所在地	富山市△△町△△番△△号
--------------------	--------------

契約締結予定日	月 日	工事請負契約書に記載されている 事業者情報を記載してください。
工事着手予定日	月 日	
工事完了予定日	1月20日	

施工業者	名称	▲▲株式会社		
	所在地	▲▲市▲▲町▲▲番▲▲号		
	代表者氏名	▲▲ ▲▲	担当者氏名	■ ■ ■ ■
	連絡先(電話)	000-000-0000		
	E-mail	▲▲▲▲@▲▲▲▲		

太陽光発電設備	太陽光モジュールのメーカー名・型番	△△△株式会社 △▲□○	
	太陽光モジュールの出力	5.00 kW	
	パワーコンディショナのメーカー名・型番	△△△株式会社 □■▲○	
	パワーコンディショナの出力	4.55 kW	

・カタログ等を確認し記入してください。
(カタログ等の写しを申請書

	4 kW	※1 補助額の算定にあたっては小数点以下切捨て
--	------	-------------------------

補助対象経費	※2	550,000 円(税抜き)	※2 太陽光発電設備及び付帯設備の購入費を記載してください。

水色のセルは自動入力のため、手入力は不要。
※補助金交付申請額は、住宅の場合、最大出力(kW)×【7万円】で算出した金額と、上限額(35万円)のいずれか小さい方の額となる。
事業所の場合、最大出力(kW)×【5万円】で算出した金額と、上限額(150万円)のいずれか小さい方の額となります。

補助対象経費	※3	400,000 円(税抜き)	※3 設置に係る工事費を記載してください。(蓄電池分は別紙2)

補助金交付事業	計	950,000 円(税抜き)	
		280,000 円	千円未満切り捨て

【電力消費計画】

太陽光発電設備の最大出力(A)	4.55 kW	※ 自家消費事業でない場合は、各想定数値は事業者等にシミュレーションしていただくか、ご自身で算出してください。 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が、住宅は30%以上、事業所の場合は50%以上であることが交付要件となり、それより小さいものは補助対象外。 自家消費想定割合(C)/(B)(自動計算)について、要件を満たすことを確認してください。
年間発電想定量(B)	4800 kWh	
年間自家消費想定量(C)	2000 kWh	
年間売電想定量等	kWh	
自家消費想定割合 (C) / (B)	41.667 %	

別紙2（様式第1号）

水色のセルは自動入力のため、手入力は不要です。
※申請書（本紙）の入力により、反映されます。

蓄電池 設置計画書

1 申請者

申請者氏名	富山 太郎	申請区分	住宅
-------	-------	------	----

2 申請する補助事業

工事の着工予定/完了予定日を入力してください。
※令和8年2月13日までに、実績報告書の提出が必要となります。

補助対象設備を設置する建築物所在地		富山市△△町△△番△△号		
契約締結予定日	月 日			
工事着手予定日	月 日			
工事完了予定日	1月20日			
施工業者 (太陽光発電設備と同じ場合は 記入不要)	名称	▲▲株式会社		
	所在地	▲▲市▲▲町▲▲番▲▲号		
	代表者氏名	▲▲ ▲▲	担当者氏名	■ ■ ■ ■
	連絡先(電話)	000-000-0000		
	E-mail	▲▲▲▲@▲▲▲▲		
蓄電池	メーカー名・パッケージ型番	.		
	蓄電容量 (A) ※1	40.00 kWh ※1 小数点第二位以下切捨て		
補助対象経費	設備購入費 ※2	650,000 円(税抜)	・カタログ等を確認し記入してください。 (カタログ等の写しを申請書に添付してください。) 蓄電容量は、「定格容量」を小数点第二位以下切り捨てて記載してください。	
	工事費 ※3	50,000 円(税抜)		
	合計 (B)	700,000 円(税抜)		
補助金交付申請額※		233,000 円	千円未満切捨て	

※ 申請区分が「住宅」:「(B)×1/3」又は「50,000円/kWh」のいずれか少ない方で算出した金額か、上限額400,000円のいずれか少ない方

申請区分が「事業所」:

4,800Ah・セル相当のkWh未満の蓄電池の場合 「(B)×1/3」又は「50,000円/kWh」のいずれか少ない方で算出した金額か、上限額1,500,000円のいずれか少ない方

4,800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池の場合 「(B)×1/3」又は「63,000円/kWh」のいずれか少ない方で算出した金額か、上限額1,890,000円のいずれか少ない方

3 蓄電池の仕様について

✓	交付要綱別表第1の「別に定める蓄電池の仕様を満たすこと」について、上記蓄電池が該当することを確認しました。（左欄に「✓」を入れてください。）
---	--

4 別表第1（1）（3）の要件について

蓄電池のkWhあたりの価格	17,500 円（工事費込み・税抜き）
＜家庭用（20kWh未満）蓄電池の場合は12.5万円／kWh以下、 業務用（20kWh以上）蓄電池の場合は11.9万円／kWh以下（家庭用、 業務用いずれも工事費込み・税抜き）を満たさない場合＞ 条件を満たす価格の蓄電池がないことを下記の方法で確認しました。（該当する方 法について、左欄に「✓」を入れてください。）	
	2者以上から見積書を取得しました。
	販売事業者に対し、条件を満たす価格の蓄電池の調達ができないことを確認しました。

設置費用(見積)の内訳書

本内訳作成者(☑してください) ☐申請者本人 ☐工事請負事業者

設置費用額（見積額） ※補助対象経費分のみ。		円
---------------------------	--	---

■太陽光発電設備

区分	費目		内容	金額（税抜）	消費税
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	※（参考）費用説明シートを参考に、費用を計上してください。 ※費用ごとの記入が困難な場合は、複数の項目を合算してください。 ※太陽光発電設備、蓄電池の共通経費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。 ※行が不足する場合は適宜追加してください。		
		労務費			
		直接経費			
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費			
		現場管理費			
		一般管理費			
	付帯工事費				
	機械器具費				
	測量及び試験費				
	その他（具体的に記載）				
合計					

■蓄電池

区分	費目		内容	金額（円）	消費税
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費			
		労務費			
		本工事費 （間接工事費）	直接経費		
	共通仮設費				
	現場管理費				
	一般管理費				
	付帯工事費				
	機械器具費				
	測量及び試験費				
その他（具体的に記載）					
合計					

補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。（必要最小限度の範囲とすること。）
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等にかかる調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。